

## 用品省令（技術上の基準）と解釈（技術的内容）の対比＜特定ガス用品以外＞

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準			ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（別添2）の技術的内容			
			ガスこんろ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガストーブ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま
1 一般 要求 事項	(1) 安全原則	イ ガス用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 ロ ガス用品は、当該ガス用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	—	—	—	—
	(2) 安全機能を有する設計等	イ ガス用品は、1(1)の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 ロ ガス用品は、1(2)イの規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該ガス用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該ガス用品又はこれに附属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 立ち消え安全装置の炎検出部の機能及び改造防止</li> <li>13(1) 過熱防止装置を有するものの感熱部の機能</li> <li>13(2) 過熱防止装置を有するものの改造防止</li> <li>13(3) 過熱防止装置を有するものの性能</li> <li>13(4) 過熱防止装置(バイメタルサーモスイッチ)を有するものの適合性</li> <li>15(1) 調理油過熱防止装置の性能</li> <li>15(2) 調理油過熱防止装置の感熱部の機能</li> <li>15(3) 調理油過熱防止装置の改造防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 立ち消え安全装置の炎検出部の機能</li> <li>14(2)イロ 開放式のもの不完全燃焼防止機能</li> <li>14(2)ハ 開放式のもの不完全燃焼防止機能安全機能と改造防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 立ち消え安全装置の炎検出部の機能</li> <li>13(2)イロホ 開放式のもの不完全燃焼防止機能</li> <li>13(2)ハ 開放式のもの不完全燃焼防止機能と改造防止</li> <li>22(1)イロハ 熱交換部損傷安全装置の機能</li> <li>28 空だき防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 立ち消え安全装置の炎検出部の機能</li> <li>21(1)イロハ 給湯部の熱交換部損傷安全装置の機能</li> <li>29(1) 給湯部の空だき</li> </ul>
(3) 供用期間中における安全機能の維持	ガス用品は、当該ガス用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>24 電装基板のはんだ部の耐久性</li> <li>28(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8) 反復使用試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27の2 開放式のもの電装基板のはんだ部の耐久性</li> <li>32(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) 反復使用試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>26の2 開放式のもの電装基板のはんだ部の耐久性</li> <li>30(1)(2)(3)(4)(5)(6) 反復使用試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) 反復使用試験</li> </ul>	
(4) 使用者及び使用場所を考慮した安全設計	ガス用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 点火性能</li> <li>15(5) 高温モードを有するもの設定、表示、消火操作、設定操作部及び解除</li> <li>17(2) キャビネット扉開閉時の炎の安定性</li> <li>27(2) 空調調節器の操作・表示</li> <li>20(1) ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の着脱性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 点火性能</li> <li>14(1) 開放式の表示ガス消費量</li> <li>14(2)二 開放式のもの不完全燃焼防止機能の作動を知らせる機能</li> <li>16(1) 密閉式及び屋外式のもの散水時の消火</li> <li>16(2) 密閉式及び屋外式のもの散水後の点火性能</li> <li>24(1) ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の着脱性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 点火性能</li> <li>12の2 暖房機能を有するものは密閉式又は屋外式</li> <li>13(1) 開放式の表示液化ガス消費量</li> <li>13(2)二 開放式のもの不完全燃焼防止機能の作動を知らせる機能</li> <li>15(1) 散水時の消火</li> <li>15(2) 散水後の点火性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 点火性能</li> <li>14(1) 散水時の消火の有無</li> <li>14(2) 散水時の点火性能</li> </ul>	
(5) 耐熱性等を有する部品及び材料の使用	ガス用品には、当該ガス用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 耐熱性</li> <li>2 耐食性</li> <li>3 ほうろうバーナーの強度()</li> <li>4 シール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムの耐ガス性</li> <li>18(2) 各部の温度上昇（部品に対する耐熱性）</li> <li>19 ガスの取入部（迅速継手またはゴム管と接続するもの）の形状、寸法</li> <li>20(2) ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の気密性</li> <li>20(3) ガス取入部（迅速継手と接続するもの）の強度</li> <li>21 硬質感と接続するものねじの適合性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 耐熱性</li> <li>2 耐食性</li> <li>3 ほうろうバーナーの強度</li> <li>4 シール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムの耐ガス性</li> <li>15 密閉式のもの給排気部の気密性</li> <li>22(2) 各部の温度上昇（部品に対する耐熱性）</li> <li>23 ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の形状、寸法</li> <li>24(2) ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の気密性</li> <li>24(3) ガスの取入部（迅速継手と接続するもの）の強度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 耐熱性</li> <li>2 耐食性</li> <li>3 耐ガス性</li> <li>14 密閉式のもの給排気部の気密性</li> <li>21(2) 各部の温度上昇（部品に対する耐熱性）</li> <li>23 ガスの取入部（ねじと接続するもの）の適合性</li> <li>25 水ダイヤフラム室の構造</li> <li>31(2) 断続燃焼試験（熱交換部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 耐熱性</li> <li>2 耐食性</li> <li>3 耐ガス性</li> <li>13 給排気部の気密</li> <li>20(2) 各部の温度上昇（部品に対する耐熱性）</li> <li>22 ガスの取入部（ねじと接続するもの）の適合性</li> <li>24 水ダイヤフラム室の構造</li> <li>25 水に接する部分の気密性</li> <li>31(2) 断続燃焼試験（熱交換部）</li> </ul>	

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準			ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（別添2）の技術的内容			
			ガスこんろ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガストーブ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふるがま
				<ul style="list-style-type: none"> <li>25 ガスの取入部（ねじと接続するもの）の適合性</li> <li>31 金属網製の燃焼面の掃除</li> <li>33(2) 断続燃焼試験（熱交換部）</li> </ul>		
2 危険源に対する保護	(1) 火災の危険源からの保護	ガス用品には、発火又は発熱によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>18(1) 温度上昇（乾電池・液化石油ガスの取入部・木壁）</li> <li>22(1)(2)(3)(4) ガス通路の気密</li> <li>29(1) 連続燃焼試験（ガス通路の気密）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>22(1) 各部の温度上昇（乾電池・液化石油ガスの取入部・木壁）</li> <li>26(1)(2)(3)(4) ガス通路の気密性</li> <li>33(1) 断続燃焼試験（ガス通路の気密性）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21(1) 各部の温度上昇（乾電池・木壁・密閉式のものの壁貫通部の表面）</li> <li>22(2) 熱交換部の異常試験</li> <li>24(1)(2)(3)(4) ガス通路の気密</li> <li>31(1) 断続燃焼試験（ガス通路の気密）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20(1) 各部の温度上昇（乾電池・木壁・密閉式のものの壁貫通部の表面）</li> <li>21(2) 熱交換部の異常試験</li> <li>23(1)(2)(3)(4) ガス通路の気密</li> <li>31(1) 断続燃焼試験（ガス通路の気密）</li> </ul>
	(2) 火傷の防止	ガス用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>18(1) 各部の温度上昇（つまみ・手の触れるおそれのある部分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>22(1) 各部の温度上昇（つまみ類・手の触れるおそれのある部分）</li> <li>30 放射体のガード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21(1) 各部の温度上昇（つまみ、手の触れるおそれのある部分）</li> <li>28 蒸気の噴出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20(1) 各部の温度上昇（つまみ、手の触れるおそれのある部分）</li> <li>29(1)(2) 給湯部の蒸気の噴出防止</li> </ul>
	(3) ガス用品自体又は外部から加わる作用によって生じる機械的な動作を原因とする危害の防止	イ ガス用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>25 傾斜試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28 傾斜試験</li> </ul>		
		ロ ガス用品には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>7(3) 放電装置の電極の固定</li> <li>15(4) 調理油過熱防止装置の荷重試験</li> <li>26 本体の荷重試験</li> <li>27(1) 空気調節器の設置位置</li> <li>30 振動試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7(3) 放電装置の電極の固定</li> <li>17 密閉式のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングの防鳥構造</li> <li>29 放射体の固定</li> <li>34 振動試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6(3) 放電装置の電極の固定</li> <li>16 密閉式のトップ及び屋外式ケーシングの防鳥構造</li> <li>29 凍結防止の措置の有無</li> <li>32 振動試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6(3) 放電装置の電極の固定</li> <li>15 密閉式のトップ及び屋外式ケーシングの防鳥構造</li> <li>29(3) 給湯部の凍結防止の措置の有無</li> <li>32 振動試験</li> </ul>
	(4) 無監視状態での運転を考慮した安全設計	ガス用品は、当該ガス用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 立ち消え安全装置の有無</li> <li>14 調理油過熱防止装置の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 立ち消え安全装置の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 立ち消え安全装置の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 立ち消え安全装置の有無</li> <li>28(1)(2) 空だき安全装置の機能</li> </ul>
(5) 始動、再始動及び停止による危害の防止	イ ガス用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 点火動作が自動的に行われるもの及びパイロットレスのものの安全に点火することの確認</li> <li>8(1)(2) 着火性能（確実な着火及び爆発的着火の有無・火移り）</li> <li>11(1) 立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> <li>12(2) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 点火動作が自動的に行われるもの及びパイロットレスのものの安全に点火することの確認</li> <li>8(1)(2) 着火性能（確実な着火及び爆発的着火の有無・火移り）</li> <li>11(1) 立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> <li>12(2) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 点火動作が自動的に行われるもの及びパイロットレスのものの安全に点火することの確認</li> <li>7(1)(2) 着火性能（確実な着火及び爆発的着火の有無・火移り）</li> <li>10(1) 立ち消え安全装置（不点火時の閉弁時間）</li> <li>11(2) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 点火動作が自動的に行われるもの及びパイロットレスのものの安全に点火することの確認</li> <li>7(1)(2) 着火性能（確実な着火及び爆発的着火の有無・火移り）</li> <li>10(1) 立ち消え安全装置（不点火時の閉弁時間）</li> <li>11(2) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁（不点火時の閉弁時間）</li> </ul>	

ガス用品の技術上の基準等に関する省令(別表第3)の技術上の基準			ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)(別添2)の技術的内容			
			ガスこんろ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガストーブ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま
	ロ	ガス用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11(2) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・12(1) 再点火型立ち消え安全装置の再点火時の安全性</li> <li>・12(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・16 交流電源を使用するものの停電後、再通電時の安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11(1) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・11(2) 強制給排気式のものの再点火時の安全性</li> <li>・12(1) 再点火型立ち消え安全装置の再点火時の安全性</li> <li>・12(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・13 交流電源を使用するものの停電後、再通電時の安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10(1) 立ち消え安全装置の閉弁時間(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・10(2) 密閉式(強制排気式)の再点火時の安全性</li> <li>・11(1) 再点火型立ち消え安全装置の再点火時の安全性</li> <li>・11(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・12 交流電源を使用するものの停電後、再通電時の安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10(1) 立ち消え安全装置の閉弁時間(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・10(2) 密閉式(強制排気式)の再点火時の安全性</li> <li>・11(1) 再点火型立ち消え安全装置の再点火時の安全性</li> <li>・11(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(2回目以降))</li> <li>・12 交流電源を使用するものの停電後、再通電時の安全性</li> </ul>
	ハ	ガス用品は、不意な動作の停止によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11(2) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> <li>・12(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11(1) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> <li>・12(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10(1) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> <li>・11(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10(1) 立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> <li>・11(3) 再点火型立ち消え安全装置の閉弁(消火時の閉弁時間(1回目))</li> </ul>
(6)	異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止	ガス用品は、通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7(1) 放電装置の電極部の位置</li> <li>・17 燃焼状態試験(リフティング・消火・逆火・すすの発生・理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度)</li> <li>・29(2) 連続燃焼試験(逆火及び一酸化炭素濃度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7(1) 放電装置の電極部の位置</li> <li>・18 燃焼状態試験(リフティング・消火・逆火・すすの発生・理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度)</li> <li>・19(1)(2) 密閉式のものの有風時の炎の安定性及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</li> <li>・20 密閉式(共用給排気筒用)のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・21 屋外式のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・33(3) 断続燃焼試験(逆火及び一酸化炭素濃度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6(1) 放電装置の電極部の位置</li> <li>・17 燃焼状態試験(リフティング・消火・逆火・すすの発生・理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度)</li> <li>・18(1)(2) 密閉式のものの有風時の炎の安定性及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</li> <li>・19 密閉式(共用給排気等用)のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・20 屋外式のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・27 水滴落下試験</li> <li>・31(3) 断続燃焼試験(逆火及び一酸化炭素濃度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6(1) 放電装置の電極部の位置</li> <li>・16 燃焼状態試験(リフティング・消火・逆火・すすの発生・理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度)</li> <li>・17(1)(2) 密閉式のものの有風時の炎の安定性及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</li> <li>・18 密閉式(共用給排気等用)のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・19 屋外式のものの有風時の炎の安定性</li> <li>・27 水滴落下試験</li> <li>・31(3) 断続燃焼試験(逆火及び一酸化炭素濃度)</li> </ul>
(7)	感電に対する保護	ガス用品は、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 (イ) 危険な充電部への人の接触を防ぐこと。	・7(2) 放電装置の高圧配線の被覆	・7(2) 放電装置の高圧配線の被覆	・6(2) 放電装置の高圧配線の被覆	・6(2) 放電装置の高圧配線の被覆
		(ロ) 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	・23 交流電源を使用するものの絶縁性	・27 交流電源を使用するものの絶縁性	・26 交流電源を使用するものの絶縁性	・26 交流電源を使用するものの絶縁抵性
(8)	絶縁性能の保持	ガス用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	・23 交流電源を使用するものの耐電圧性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16(3) 密閉式及び屋外式のものの散水後の絶縁性</li> <li>・27 交流電源を使用するものの耐電圧性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15(3) 密閉式及び屋外式のものの散水後の絶縁性</li> <li>・26 交流電源を使用するものの耐電圧性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14(3) 密閉式及び屋外式のものの散水後の絶縁性</li> <li>・26 交流電源を使用するものの耐電圧性</li> </ul>
3表示	(1) 一般	ガス用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31 表示</li> <li>・32(1) 業務用である旨</li> <li>・32(2) 調理油過熱防止装置を有しない卓上型一口ガスこんろにあつては揚げ物調理に使用してはいけない旨</li> <li>・32(3) 高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35 表示</li> <li>・36 開放式のものの場合の十分に換気しないと死亡事故に至るおそれがある旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・33 表示</li> <li>・34 十分に換気しないと死亡事故に至るおそれがある旨</li> </ul>	・33 表示

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（別表第3）の技術上の基準			ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（別添2）の技術的内容			
			ガスこんろ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガスストーブ	開放式若しくは密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま
(2) 個別の規定	<p>イ 3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。</p> <p>(イ) 別表第一第一号から第四号までのガス用品 届出事業者の氏名又は名称、法第三十九条の十一第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関(以下「検査機関」と総称する。)の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)</p> <p>(ロ) 別表第一第五号から第八号までのガス用品 届出事業者の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)</p> <p>(ハ) 別表第一第四号のガス用品 使用すべきふろがまの型式</p> <p>(ニ) 別表第一第五号及び第六号のガス用品のうち、開放燃焼式のもの 原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告</p> <p>ロ 3(2)イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第五項の登録商標をいう。)を用いることができる。</p> <p>ハ 3(2)イ(ハ)の規定により表示すべきふろがまの型式は、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの表示を当該ガスふろがまに添付する書面に記載することができる。</p>					